

番 号 : 141019
 国 名 : パキスタン
 担当部署 : パキスタン事務所
 案件名 : 貿易促進アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 貿易促進
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年1月上旬から2016年1月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 9.00M/M、合計 9.70M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
3	80	3	70	3
第3次派遣	整理期間			
120	5			

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 34点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 10点

(計100点)

類似業務	輸出促進に係る各種業務
対象国/類似地域	パキスタン/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：

ポリオ：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式の予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンでは、経常収支赤字の抑制及び貿易収支の改善が緊急の課題であり、貿易収支の改善のためには、輸出の約7割を占める繊維・食品加工製品の開発及び新規輸出市場の拡大が急務である。パキスタンでは、工業省傘下の貿易開発庁(Trade Development Authority of Pakistan: TDAP)が貿易促進の政策立案・実施機能を担っているが、政策立案・実施能力、マーケティング能力、企業支援能力、情報発信力、市場開拓に向けた研究開発能力や、我が国を含む他国市場に対する現状認識不足等が課題となっている。

このような背景を踏まえ、JICAはTDAPに対し、2009年12月～2014年11月まで貿易政策アドバイザー(I)及び(II)を派遣し、高付加価値産業の育成及び国際競争力強化を念頭に置いた、貿易政策における課題分析及びTDAPの政策立案・実施能力の強化に対する支援を実施してきた。これら専門家の活動により、パキスタンの我が国に対する輸出拡大に向けた産品として、(1)繊維製品、(2)マンゴー等の農産物・農産加工製品、(3)皮革製品、(4)手術器具、(5)スポーツ用品の5品目が選定され、日本人講師を招いた繊維セミナーの実施や、マンゴーの我が国への試験的な輸出、日本企業とパキスタン企業とのビジネス・マッチング等に繋がった。

本案件は、貿易促進アドバイザー(第1年次)を派遣することにより、これまでの成果をさらに発展させ、繊維製品、マンゴー等の農産物・農産加工製品、皮革製品、手術器具、スポーツ用品の主に5品目において、C/P機関であるTDAPが貿易政策アドバイザー(I)及び(II)によって策定された具体的な対日輸出促進計画を実行していくための助言・指導を行うものである。

なお、本専門家には、対日輸出促進計画の実行、関連省庁間の連携推進、日系企業を中心とした官民連携の促進、現場での活動に基づいた政策立案へのフィードバック等を行うことが期待されている。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、パキスタンの輸出促進(主に我が国向け)を目的とし、繊維製品、農産物・農産加工製品(マンゴー、果実加工食品等)、皮革製品、手術器具、スポーツ用品の主に5品目に関し、(1)これまでの専門家の活動を踏まえた日本向け輸出拡大施策の実施支援、(2)C/P機関(TDAP)の政策実施能力の強化に係る支援、(3)今後C/P機関が実施すべき事項に関する提言の取り纏め、をC/P機関とともにを行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2015年1月上旬)

- ①「貿易政策アドバイザー業務(II)」の報告書を含め、国内で入手可能な情報の収集・分析を行い、案件概要を把握する。
- ②TDAP出展予定のビジネスマッチングイベントである「Business Link 商売繁盛」(2015年1月下旬、横浜)に関し、TDAPと事前打合せの上で、必要に応じ主催者である三菱東京UFJ銀行から情報収集を行う。
- ③全体の業務実施計画書(和文、英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2015年1月中旬～2015年4月上旬)

- ①現地業務開始時に、C/P機関及びJICAパキスタン事務所と打合せを行い、業務内容の確認を行う。
- ②「Business Link 商売繁盛」にTDAPのC/P(長官を予定)とともに参加し、三菱東京UFJ銀行及びPJBF(日パビジネスフォーラム)と協力して、同イベントにおけるパキスタンのプロモーション活動支援を行う。
- ③国別研修「貿易投資促進のためのキャパシティ・ディベロップメント」(2015年2月16日～

～3月14日)に参加するTDAP職員2名と面談し、本研修で習得を期待する点について協議後、必要なフィードバックをJICA関西(研修実施機関)と共有する。また、研修終了後のアクション・プランの実行を支援する。

④TDAP主催の「Expo Pakistan 2015」(2015年2月26日～3月1日、カラチ)の開催を支援し、開催後のフォローアップや反省点の取り纏め等についても支援を行う。

⑤貿易政策アドバイザー(II)により抽出された課題解決のため、主に繊維製品、農産物・農産加工製品に関し、C/P機関とともに以下の活動を行う。

(ア) 繊維製品

C/P機関とともにパキスタン繊維省に働きかけ、我が国を含む先進国をターゲットとした高付加価値な繊維製品輸出の戦略立案に向けた日本企業等への聞き取り調査を、繊維省と共同で行う。必要に応じ、繊維省とのアポイント取付け(初回のみ)についてはJICAパキスタン事務所が支援する。

(イ) 農産物・農産加工製品

ア) 我が国へのマンゴー輸出に向けた商業用VHT(Vapor Heat Treatment、蒸熱処理装置)の官民共同による運営開始に向け、関係者と協議・情報交換を行い、2015年5～9月のマンゴー・シーズンに間に合うよう、運営実施体制確立のために必要な助言を行う。

イ) 2015年のマンゴー・シーズン(5～9月)に向けたプロモーションの実施とマンゴーの輸出促進を行う。

ウ) ドライ・フルーツや冷凍果実の製造を行う企業をC/Pとともに訪問し、現状や課題を把握し、輸出促進の可能性を検討する。

⑥現地業務結果報告書(英文)の作成及び、次回現地派遣のための業務実施計画書(和文・英文)の修正・作成を行い、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(3) 第1次国内作業期間(2015年4月中旬～4月下旬)

①繊維製品、農産物・農産加工製品、皮革製品、手術器具、スポーツ用品について、本邦輸入者・流通業者と引き続き情報交換を行い、前任者が作成したバイヤーズリストを更新し、C/Pと共有する。

②「Business Link 商売繁盛」でパキスタンとの貿易に関心を示した本邦企業及び「Expo Pakistan 2015」に参加した本邦企業、在京パキスタン大使館等と情報交換を行い、必要に応じC/Pと共有する。

③本邦における輸入業者等から引き合いがあった場合、輸入業者とのマッチングに必要な調整業務及び情報収集を行い、C/Pとも共有する。

④JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

(4) 第2次現地派遣期間(2015年5月上旬～2015年7月中旬)

①繊維製品、農産物・農産加工製品、皮革製品、手術器具、スポーツ用品の我が国への輸出促進に関し、第1次現地派遣に引き続き、C/P機関とともに以下の活動を行う。

(ア) 繊維製品

ア) ベッドリネンやタオルといったホームテキスタイル、デニム等の高付加価値製品の対日輸出を拡大すべく、パキスタンでの展示会開催、日本企業のパキスタン訪問ミッション組成、パキスタン又は本邦における日本企業とパキスタン企業とのビジネス・マッチング及び商談会・交流会等を、C/Pとともに企画・実施する。

イ) パキスタン繊維企業によるアジアにおける日系繊維工場の視察を企画・実施する。

ウ) 第1次現地派遣に引き続き、(2)⑤の(ア)の活動を行う。

(イ) 農産物・農産加工製品

ア) 第1次現地派遣に引き続き、マンゴー輸出に向けた商業用VHTの設置及び稼働支援を行う。

イ) 我が国に対するマンゴーの輸出をさらに促進するため、ビジネスパートナーとなる日本の輸入企業とのマッチングを支援する。

ウ) ドライ・フルーツや冷凍果実に関する輸出促進活動を支援する。

エ) イスラム教徒の訪日増加を受けた我が国へのハラル食品輸出に関する調査及び促進活動

を行う。

(ウ) 皮革製品、手術器具、スポーツ用品

対日輸出を拡大すべく、パキスタン国内での展示会開催、パキスタン又は本邦における日本企業とパキスタン企業とのビジネス・マッチング及び商談会・交流会等を、C/Pとともに企画・実施する。

②現地業務結果報告書（英文）とともに、次の現地派遣のための業務実施計画書（和文・英文）を修正・作成し、業務結果とともにC/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(5) 第2次国内作業期間（2015年7月下旬～8月上旬）

①繊維製品、農産物・農産加工製品、皮革製品、手術器具、スポーツ用品について、本邦輸入者・流通業者と引き続き情報交換を行い、バイヤーズリストを更新する。

②ビジネス・マッチングや商談会・交流会等で関心を示した日本側企業と情報交換を行う。

③JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

(6) 第3次現地派遣期間（2015年8月中旬～2015年12月中旬）

①繊維製品、農産物・農産加工製品、皮革製品、手術器具、スポーツ用品の我が国への輸出促進に関し、第1次及び第2次現地派遣に引き続き、C/P機関とともに以下の活動を行う。

(ア) 繊維製品

ア) 高付加価値製品の対日輸出に向けた展示会開催、日本企業のパキスタン国訪問ミッション組成、日本企業とパキスタン企業とのビジネス・マッチング及び商談会・交流会等の結果を取り纏め、改善点や課題をC/P機関に提言する。

イ) 第1次及び第2次現地派遣にてパキスタン繊維省と共同で実施した繊維製品輸出の戦略立案のための調査結果をもとに、繊維製品の差別化戦略を立案・提案する。

ウ) パキスタン繊維企業による日本又はアジアにおける日系繊維工場の視察結果を取り纏める。

エ) パキスタン繊維企業向けに、生産管理及び品質管理に関するワークショップを企画・実施する。

(イ) 農産物・農産加工製品

ア) 商業用VHTの稼働支援を行い、来年の我が国に対するマンゴーの輸出促進を支援する。

イ) ドライ・フルーツや冷凍果実、ハラル食品の他に、我が国への輸出産品として可能性の高い農産物・農産加工製品の調査・分析を行い、同時に農産物生産者の収入向上も考慮する。

(ウ) 皮革製品、手術器具、スポーツ用品

展示会開催、日本企業とパキスタン企業とのビジネス・マッチング及び商談会・交流会等の結果を取り纏める。

なお、本コンサルタントは上記に係る活動に伴いパンフレット等の作成を行う可能性があるが、これについてはJICAと協議し決定する。協議の結果作成が決定した場合、その費用については本契約とは別途JICAより支給する予定である。

②TDAPの対日輸出プロモーション活動をより強化するため、TDAP内の専属窓口設置やWebサイト開設等に係る支援を行う。

③第1年次の活動を総括するとともに、輸出促進に係る新たな課題を抽出・分析し、その解決のためにC/P機関が実施すべき事項を提言として取り纏め、C/P機関に対してセミナーを実施する。

④現地業務完了報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(7) 帰国後整理期間（2015年12月下旬）

①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAパキスタン事務所へ提出、報告・説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（全体及び各派遣時）
和文・英文3部ずつ：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）
英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上すること）。
航空経路は、東京—カラチ間の往復に係る費用を計上すること。
- (2) 臨時会計役の委嘱
現地業務に必要な一般現地業務費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。なお、臨時会計役に委嘱する費目としては、交通費等を想定しています。
臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 一般管理費等の上限加算
本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月中旬～4月上旬（第1次）、2015年5月上旬～7月中旬（第2次）、2015年8月中旬～12月中旬（第3次）の3回を予定していますが、派遣時期についてはある程度の日程調整は可能です。また、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数3回を上限にプロポーザルにて提案してください。ただし、第1次現地派遣開始は2015年1月中旬とします。また2015年7月下旬はラマダン明けのイード休暇にあたるため、現地派遣を避けてください。

② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

② 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
あり

- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両を提供する。
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
なし
- カ) 執務スペースの提供
TDAPが執務スペースを提供する。

(2) 参考資料

本件に係る資料（パキスタン国貿易政策アドバイザー業務（II）専門家業務完了報告書（2014年11月））は、JICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第1チーム（03-5226-8064）にて閲覧可能です。

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：12月22日（月）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）
- ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従うこと。
- ③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行う。

以上